

仙台市・名取市広域行政協議会会則

〔名 称〕

第1条 この協議会は、仙台市・名取市広域行政協議会（以下「協議会」という。）と称する。

〔目 的〕

第2条 協議会は、仙台市と名取市（以下「両市」という。）の広域行政に関し、相互の計画に基づく連絡調整を図り、より効果的な行政を推進することを目的とする。

〔事 業〕

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 行政上相互に連絡調整を必要とする事項の調査および審議
- (2) その他、目的達成のため必要な事項

〔組 織〕

第4条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 両市の長
- (2) 両市から選任された議会議員14名及び職員

2. 前項第2号に規定する委員になった者の任期は、2年とする。ただし、欠員により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 職員から選任される委員の数は、両市の協議によって定める。

〔役 員〕

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-----|----|
| (1) 会 | 長 | 1名 |
| (2) 副 | 会 長 | 1名 |
| (3) 常 任 委 員 | | 6名 |
| (4) 監 | 事 | 2名 |

〔役員を選任等〕

第6条 役員は、総会において、委員の互選とする。

2. 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
3. 任期中において補充選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 常任委員及び監事については、第1項の規定にかかわらず、議会議員のうちから両市において常任委員はそれぞれ3名ずつ、監事はそれぞれ1名ずつ選任された者をもって、これに充てる。

〔役員の仕事〕

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 常任委員は、協議会から付託された事項を審議する。

4. 監事は、協議会の会計を監査する。

〔事務局〕

第8条 協議会の事務局は、会長が所属する市に置く。

2. 事務局に次の職員を置き、会長がこれを委嘱する。

事務局長	1名
幹事	若干名
書記	若干名

3. 事務局長は、会長の命を受け協議会の事務を掌理する。

〔協議会の会議〕

第9条 協議会の会議は、総会、役員会及び常任委員会とする。

〔総会〕

第10条 総会は、年1回とし、会長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時会を開くことができる。

2. 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3. 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の基本的な事項に関すること
- (2) 役員を選任に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 会則の改正に関すること
- (5) その他、運営上重要なこと

〔役員会〕

第11条 役員会は、会長が必要に応じて、これを招集する。

2. 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

3. 役員会は、次の事項を処理する。

- (1) 総会に提出する事項の審議に関すること
- (2) その他、運営上重要なこと

〔常任委員会〕

第12条 常任委員会は、会長が招集し、会議の議長は、常任委員の互選とする。

〔経費〕

第13条 協議会の経費は、両市の負担とし、その額は、総会に諮り決定する。

〔会計年度〕

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔決算〕

第15条 会長は、会計年度終了後、速やかに協議会の決算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

〔付 則〕

1. この会則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
2. 仙台市・名取市広域行政協議会会則（昭和 49 年 8 月 26 日制定）は、廃止する。

〔付 則〕

この会則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。